

出席停止届

令和 年 月 日提出

生徒氏名 保護者氏名	年 組 番 氏名 保護者氏名	印		
受診した 医療機関	医療機関名 電話番号	発症日	令和 年 月 日	曜日
病名		診断日	令和 年 月 日	曜日
期間	令和 年 月 日 曜日 (限) ～ 令和 年 月 日 曜日 (限)			
備考				

- 【届けの流れ】
- ①生徒（登校が可能になった日に）から担任へ
 - ②担任(C4th 入力後に)から教務部の担当者へ
 - ③教務部から保健室へ

発症日を入れてね。

元気十人回復

登校再開日早見表

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	日	日	日	日	日	日	日	日	日
新型コロナウイルス	★	症状軽快					登校再開		
	★		症状軽快				登校再開		
	★			症状軽快			登校再開		
	★				症状軽快		登校再開		
	★		●			症状軽快		登校再開	
発症	\ コロナもインフルもここは同じ / 基本「発症日を0日目として5日を経過するまで」						コロナは「かつ症状が軽快した後 1日を経過するまで」 インフルは「かつ解熱後 2日を経過するまで」		
インフル	★	解熱		●			登校再開		●
	★		解熱				登校再開		
	★			解熱			登校再開		
	★				解熱			登校再開	
	★					解熱			登校再開

保護者の皆様へ

東京都立多摩科学技術高等学校長

後藤 洋士

(公印省略)

学校保健安全施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童生徒等が登校できない期間です。(出席停止により欠席した期間は、欠席扱いにはなりません。)

これらの感染症(下記参照)と診断された場合には、速やかに学校にご連絡ください。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり登校を再開する際は、学校ホームページから「出席停止届」を印刷し保護者の方がご記入の上、登校再開日に生徒から担任にご提出ください。

※病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

(学校保健安全法施行規則第18条)

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	感染症の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※ 重症急性呼吸器症候群は病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。 ※ 中東呼吸器症候群は病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。 ※ 特定鳥インフルエンザは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。	治癒するまで ※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種 感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の 感染症(第三種 感染症として扱う 場合もある)	溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

関係法令) 学校保健安全法施行規則第18条及び第19条並びに学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行)

参考文献) 「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例 アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)